

# 獨逸に於ける小賣商統制政策の動向

——小賣商保護法を中心としたる一研究——

深見義一

## 一 歴史的背景

### 上 獨逸小賣商政策の理解

- 二 ナチスの世界觀乃至經濟觀
- 三 ナチスの商業觀

### 中 小賣商保護法制定の前後

- 四 小賣商保護法制定促進運動
- 五 小賣商保護法制定抑止運動
- 六 ヌグヤ人ボイコット運動

### 下 小賣商保護法

- 七 小賣商保護法條文
- 八 小賣商保護法の理解
- 九 小賣商保護法施行令條文
- 一〇 小賣商保護法施行令の理解
- 一一 結 詞

—

十九世紀に於ける、歐羅巴の物質的生活可能性の高揚は、まことに注目すべきものがあつた。人口の倍加を齎しつつも、所得の倍加を得、而かも労働時間の短縮を見た。蓋し、技術の進歩、市場の擴大、企業心の自由發揚等の條件に恵まれたる結果であらう。而かも此の資本主義華やかなりし中にも、獨逸の如き、既に一八八〇年代より、其の勞資關係に完全なる解決を下し得べき世界觀を樹立し得ず、此の方面に於いて一抹の暗影を浮べて居た。二十世紀を迎へ、大戰慘敗の苦杯を嘗めたる後の獨逸は、戰債・賠償債の重課に苦しみ、未曾有のインフレーションを経験し、一九二九年以來の世界恐慌の波に揉まるるに及び、茲に獨り勞資關係のみに止らず、政治的左右兩翼の對立に、將又商工中産階級・労働大衆の加速度的貧窮化に、彌、其の國歩艱難なるを見るに至つた。斯かる境遇下に其の生活を見出さざるべからざるに至りし獨逸國民が、終に國民全體の切要を解決すべき新指導原理の確立を翹望し、其の社會的・政治的・經濟的觀念に於いて、重大なる轉換を豫想するに至りしことも、蓋し自然の情であらねばならぬ。

思ふに、ルドツケヒ ミュンツが指摘せる如く、如何なる國民經濟も社會秩序も、絶對の靜止状態、不斷の均衡状態に留まるものではない。人口の増加、新技術、新生産方式、交通の發達、其の他の事象により、そこには常に變化と變形が起るべきであり、新觀念世界、新政治、新法律が一定の打開點に達せるときに、特に其の顯著なるを見るべきである。獨逸指導者ヒットラーは斯の打開點到達の機に、ナチス原理を提げて進出せるものである。

僅か十八日の命脈を保ち得て没落せるシュライヘル内閣に次ぎ、一九三三年一月三十日夜、ヒットラー内閣は成立した。ヒットラーは二月一日直ちに、「獨逸國民に告ぐ」(Aufruf der Reichsregierung an das Deutsche Volk)なる告諭を發したが、其の二齣に次の如くある。曰く、「戦後の獨逸國民の窮境はまことに慄然たるものがある。職を喪

ひ、饑餓に瀕せる數百萬の産業プロレタリアートに隨いで、全中産階級、手工業階級の困窮化が襲ふ。若し斯かる滅亡が農民階級にも確定的に完成せんか、我等は見透しのつかざる規模に於いて破局に立つ」と。また此の間の一歴史的背景を物語るものである。

## 二

右の如き歴史的背景の下に生れ出でたるナチスの、世界觀乃至經濟觀は抑も如何なるものであるか。私は以下聊さか之が講究を試み、以て現下獨逸小賣商政策の理解に資したいと思ふ。

既に三月二十一日の議會に於いて、ヒットラーは次の如く國民に訴求してゐる。(Reichskanzler Adolf Hitler vor dem Reichstag am 21. März 1933) 曰く、「我等はすべての身分、職業及び従來の階級を打つて一丸とし、獨逸民族より成る新しき共同社會を創設せんと欲す。農民も市民も労働者も再び單一獨逸國民に融合せざるべからず」と。即ち、ナチスは其の世界觀に於いて、先づ國民社會(Volksgemeinschaft)なるものを觀念する。ナチスの斯の國民社會は、ゲルマン民族の血と、祖國獨逸の土地とを前提とせる、獨逸民族の共同體社會である。斯の共同體社會は、分離し得ざる、精神的・文化生活的・運命的・有機體的共同社會である。獨逸國民の各人は、此の榮譽ある精神的・文化生活的共同社會の中に、出生と運命とにより参加し、其の生ける一部分として生き、社會また此の部分無くして存せず、社會と個人とが宛然、有機體に於ける全體對部分の關係に於いて存在するのである。

ナチス國民社會に於いて、經濟 (Wirtschaft) は如何なる地位を與へられて居るか。經濟は國民の全生活範圍の一部分である。従つて經濟は、國民生活内に於いて、單に機能的地位を占むるのみで、國民生活を離れて初めより一定の形態又は組織を有てるものではない。國民の全生活範圍内に於ける、それが擔當すべき任務により、初めて其の形態又は組織が決定せらるべきである。自由主義論の説くところの、個人の利益より出發して、終局に於いて得らるるといふ公の利益の如きは、純正の利益に非ずして個人利益の殘滓のみ、須らく國民全體の利益より發すべし、「公益は私益に先行す」(Gemeinnutz geht vor Eigennutz) と説き、經濟は全體利益を前提として、初めて其の意義と任務、従つて其の形態と組織とを發見するものであるといふ。夫の全權委任法承認に先立つ、三月二十三日の議會に於いて、ヒットラーは之につき次の如く述べて居る。(Reichskanzler Adolf Hitler vor dem Reichstag am 23. März 1933) 曰く、「國民政府の經濟生活の分野に於ける任務は重且つ大なり。此の分野に於いては一律が全行動を決定する。即ち、國民は經濟の爲めに生きず、經濟は資本の爲めに存せず、然らずして、資本は經濟に奉任し、經濟は國家に奉任す!」と。ナチスに據れば、國民生活の最高重要面相は政治である。故に經濟は、より高き國家、國民の政治的目的への奉仕者 (Dienstin) であらねばならぬ。國家が經濟の指導者であり、新たな經濟形態、經濟組織を造るのである。

前段の原理に従ひ、所有權 (Eigentumsrecht) は全國民生活の爲めに、之に對する責任感の認識に於いて、其の權利を行使し得る。蓋し、一般財貨乃至生産手段は、一個人により創設されたるものに非ずして、長き世代に渉る全國民の勞働給付の所産であるからである。斯の觀念は農業世襲法 (Reichserbhofgesetz) に最も明瞭に顯はれてゐる。即ち、農民は其の世襲財産につき、法定の經濟活動を爲さざる場合、之を剝奪されることになつて居る。

資本利用 (Kapitalverwendung) に關しても、ナチスは全國民社會經濟乃至全體經濟の立場に立ち、其の利用政策を確立してゐる。即ち、既に投下されたる資本の徹底的利用と、失業防衛の目的を以て、一産業部門の生産が必要を充足しつつある以上、該部門への新資本投下禁止 (Neu-Investitionsverbot) を斷行する。そして、國民全體の立場より見て、必要な他部門への投下を奨励する。勿論、個別的・私經營經濟的に見て、新技術の發明發見に伴ひ、新機械の導入、従つて新資本の投下を行ふことは、各企業家の齊しく望むところであるが、斯くては舊投下資本の損失となり、又失業の發生となる虞があるので、斯かる希望は全體經濟の下に於いては、只極めて漸進的のみ容認せらる。此のため過渡的に、高原價従つて高價格となることも、全體經濟より見ては、止むを得ざるものとする。

ナチスは斯くの如く其の世界觀に基き、所有權行使乃至資本利用に、一定の制約を要請すると雖も、而かも其の最後に狙つてゐるところは、獨逸綜合給付能力 (Gesamtleistungsfähigkeit Deutschlands) の高揚であり、給付原理 (Leistungsprinzip) の確立である。従つて國民社會の厚生福祉への貢奉を強ひながら、而かも其の範圍内に於いては、給付能力の發揚を求めてゐる。其の範圍内に於いては、企業的創造性が勸獎され、自治的管理が容認せらる。蓋し、國土狭小にして人口過剰なる獨逸に於いて、斯かる點の深く考慮さるるは當然である。經濟の定型化 (Schematisierung) と官僚化 (Bürokratisierung) とはナチスの排するところである。ヒットラーが前掲二十三日の議會に於いて、「原則として、政府は獨逸國民の經濟的利害の確認を、國家的に組織せらるべき、經濟官僚主義の迂路を通じて爲さんとするものにあらず、然らずして、個人創意の最強力なる助成と、所有權の承認とにより達成せんとす、」と言へるも、亦此の間の方針を物語るものである。

既述の如き有機體社會たる、ナチスの國民社會にありては、各人は其の有機體内の地位に従ひ、有機體の爲めに、其の任務を遂行し、其の給付を致すべきである。之れナチスの所謂正義原則 (Gerechtigkeitsprinzip) に叶ふものである。國民全體の相互依存關係は此の正義の觀念の上に打ち建てられざるべからず。國民相互の經濟的關係また此の正義の觀念により律せられざるべからず。従つて、勞働賃銀、商品價格の如きも、此の觀念の下に決定さるべく、勞資は其の賃銀鬭争を熄め、其の決定を勞働監理官乃至勞働信任官 (Trenhänder der Arbeit) の定むる賃率の基礎に據るべきである。農産物の價格は、ナチスの農業政策に對する特殊的立場より特別に決定せらるる。製造品の價格は、右正義原則の認識の上に、カルテル取締等の工作を前提として、市場の決定に委さるる。

民族の純血及び郷土に對する矜持と憧憬、勞働の尊貴、農業の擁護は、ナチスの世界觀中特に私等の注意に値するものであるから、茲に行を改めて記述したい。

ナチスにとりて、民族の純血は世界に對する矜持であり、其の保持は國民の榮譽であり義務である。土地は單なる商品ではなく、國民生活の前提條件である。勞働は人間完成のための徳目であり、各人の擔當する勞働は、單なる喜捨されたるものにあらずして、各人が全有機體の部分として、全體への義務遂行の爲め與へられたる榮譽であり喜悅である。此の認識に於いて、喜悅を通じての力 (Kraft durch Freude) が湧く。農は國の本であり、過去に於いて民族の守護者であり、將來に於いて民族生活永遠の源泉である。農の故に、獨逸は今ハーケンクロイツの旗の下に統一さるる運命を得た。農の存立は産業の繁榮、内外商業の繁榮の條件であり、全獨逸經濟存立の前提である。農の収益性は如何なる犠牲を忍びても維持せられざるべからず。農産物の配給には特殊の地位を認め、特殊の價格制度を採

用せざるべからず。一朝農民潰滅の時至らんか、之により獨逸國民の擔はざるべからざる運命の重荷は、右の犠牲に比すべくもあらざるべしといふ。前掲「獨逸國民に告ぐ」なる告諭中に於いては、ナチスは逸早く、農業及び勞働に關する四箇年計畫を發表して居る。曰く、「我等は今四箇年計畫を樹立し、一は以て獨逸農民の救済 (Rettung des Deutschen Bauern) を企し、國民の榮養、從つて生活基礎の堅持を求め、一は以て獨逸勞働者の救済 (Rettung des deutschen Arbeiters) を畫し、失業に對する強力にして廣汎なる攻撃を試み、之が敢行を爲さんとす、」と。尙、一般中産階級に對するナチスの態度は、對農態度と同様にして、政府は此の救済問題を徹底的に解決すべく決意せることを表明してゐるのである。

### 三

ナチスの世界觀乃至經濟觀を見たる私等は、次にナチスの商業觀を見なければならぬ。勿論、之とても特に別個の平面にあるものでなく、前述ナチスの世界觀、經濟觀の上に立つものであれば、私等は前述のものを常に腦裡に参照することを忘れてはならぬ。

之につき、先づ一九三三年十月二十日ヒットラーの經濟全權ケップラーが、商業の將來の進路として發表せるものに據れば、商業は生産物に對する配給組織として、生産に奉仕せざるべからず、其の配給奉仕に對する報酬は低廉にして、而かも商業使用人に對しては、其の健全なる生活を保障せざるべからずといふ。商業の形式につきては、社團

商業制度、金融資本制度の活動範圍、即ち、百貨店、仕入組合、消費組合、直配會社、チェーンストア、株式會社商店の活動範圍を一定範圍に制約する。そして之に代へて、企業の知識を有し、該企業を總攬し得、且つ其の行動につきては其の人格及び財を以て責任を負ふべきところの、個人企業家の活動を勸奨すべきであるといふ。大量商品には卸賣制度の必要を認むべきであり、卸賣商は生産工場と同律活動に於いて、又合理的なる手持品、金融等に對する配意に於いて、其の任務を遂行すべきである。小賣商は法人商社・匿名會社の壓迫より解放され、其の活動範圍を之等の手より平和裡に取戻すべきであるといふ。

商業に於ける人格觀念 (Persönlichkeitsgedanken) の承認は特筆すべきである。經濟相シュミットも、其の著「新帝國に於ける經濟」(K. Schmidt, Die Wirtschaft im neuen Reich, 1934) に於て、商業は企業的商人の各個の人格の上に樹立せらるべし。彼は良き専門知識を有ち、其の業務を總攬し、其の行爲につき人格的・財産的に全責任を負ふ、と述べ、ケップラーと同一立言をしてゐる。

オ・スターレ亦其の著「新經濟法」(Dr. jur. Oskar Oesterle, Neues Wirtschaftsrecht) に於いて、略、同一の見解を表明してゐる。即ち、ナチス商業法規は經濟に於ける人格觀念を承認する。商業法規による斯かる承認、従つて、人格の獎勵・保護は、中産商工業を其の強化に導く。匿名的・社團的の商業制度乃至金融制度は其の活動範圍を制限せらるべし。國家は健全にして榮譽ある經濟を、其の廣大なる權威の全力を以て保護し、正直にして清廉なる、生産者消費者間の仲介商人、商業に信託されたる獨逸國民所得の善良なる管理人を要求する。各人の地位・價值等は彼ら全體に對する奉仕により測定され、彼の存在理由を決定するものは、國民の生活・成長への彼の貢獻である、と説く。

全體國民社會への商業奉仕を説くこと、テオドーア アドリアンも亦同じであり、三三年五月四日の獨逸商業業級大會に於いて、アドリアンは其の指導者として次の如く曰ふ。「全體の爲め、國民繁榮の爲め奉仕してこそ、商業業級は生存權を有つ。斯の精神の下に自治管理を行ふとき、國家また之に協力し、業級を認むる。商業が國民に國民のものを與ふれば、國民また商業に商業のものを與ふべし」と。

斯くて、ナチスの小賣商政策を理解せんとする私等は、ナチスのあらゆる商業政策、乃至後述小賣商保護法を含むナチスの商業諸立法が、實に斯かるナチスの世界觀・經濟觀・商業觀に立脚してゐるものであることを、先づ念頭に確把しなければならぬのである。

#### 四

小賣商保護法の紹介に入るに先立ち、私は本節以下、少しく該法制定前夜の情勢を描出して見たい。而して、先づ此の描出の最初に來るものは、一九三三年一月三十日夜のナチス政權獲得後、五月十二日の小賣商保護法制定迄に行はれたる、該法制定促進運動のそれである。

抑も、獨逸に於ける、中産小賣商と大規模百貨店との抗争は、遠く一九〇四、五年頃の昔にも溯るのであるが、此の歴史的敘述は省略しなければならぬ。只、前述の如き最近の小賣商の貧窮化は、自然に大規模小賣店への抗争を刺戟し、一九三二年頃より此の運動が漸く顯著になり、ナチスの政權獲得と共に、之が益々露骨となつて來たのである。

ナチスの政權獲得後間も無き三三年の二月、先づ南ハンノーヴァーの中産業者闘争同盟 (Kampfund für den gewerblichen Mittelstand) は、「ハンノーヴァー聲明なるものを發表して其の要求を明瞭にした。曰く、「我等の闘争は、最後の百貨店が破壊され閉鎖さるる迄は止まざるべし。各種の百貨店の閉鎖を見るも、最早遠からざるべし。：百貨店の賣上は一九三一年に二十五億ゴールドマルクに上れるが、こは二十万の使用人・徒弟を抱擁する七万の小賣商・手工業者の賣上高に相當す。實に百貨店のために二十七万のパン無き人々を輩出せり」と。(之に對する反駁は次節參照)

1. 大規模小賣店への即時累進課稅要求
2. 百貨店・チェーンストア・均一價格店・低價格店・消費組合・職場購買部・大通信販賣店・直配店・行商等に對する必需性證明の要求
3. 手工業法に倣ふ中産小賣商への公法的權利附與の要求。  
カールスルーエ小賣商團體の公表せる、運動目標の主なるものは次の如くであつた。
  1. 養氣飲食物食堂の禁止
  2. 百貨店及び均一價格店に於ける徹底的なる食料品部撤廢
  3. 百貨店及び均一價格店に於けるすべての本質外に涉る部門及び施設にして只顧客誘引の爲めのみのも、正常經營に無關係なるもの禁止
  4. 特賣デイ等の禁止

5. 百貨店其の他のコンツェルン經營に對する、更に尖銳化せる建築警察的乃至防火警察的取締規則の制定
6. 百貨店・チェーンストア・消費組合への均一價格制禁止の擴張
7. 百貨店其の他の大規模店に對するガス・水道料金の引上。

バイエルンの商工會議所は、大規模店の無制限擴張に對する政府の容嘴を希望し、理髮部・寫眞部・靴修繕部・裝飾部等への干渉を要望した。フライブルグの小賣商團體は、バーデン政廳が、レオナルド・ティーツ百貨店のフライブルグ支店擴張に認許を與へたることに對し、抗議を提出した。又、アシャフェンブルグの團體は、ドレスデンのサクソニア百貨店の支店が、アチアス・リョーヴェンタール店の跡に四月一日を期し開店さるる豫定に對し、抗議を提出した。

次いで、ミュンヘン商工會議所は、バイエルン經濟勞働省に對し請願し、百貨店及び百貨店類似店——通信販賣店・直配店・均一價格店に對し、(1)從來の賣上税の倍加、(2)業務經營に使用する室及び土地の總べてに對する、實際乃至見積總貸年額に達する迄の特別税賦課を要請した。チェーンストアに對しては、其の總貸年額を基準とする特別税につき、本店所在地内にて、第二店迄は賦課せず、第三店より第十店迄は其の十割を、第十一店より第二十店迄は其の十五割を、第二十一店以上は二十割を賦課すべきことを提案してゐる。

斯くて、斯かる情勢に於いて、プフォルツハイムにては、既に商工會議所の請願を採用し、大規模店に於ける食料品部及び養氣飲食物食堂の全面的禁止を採用した。又、ハンノーヴァーの百貨店は既に自發的に聲明し、同企業中養氣飲食物食堂を五月一日を期し抛棄し、同じく絹物・香水部門は、殘品整理の濟み次第之を廢止することとした。

そして同一市内の他の一店も亦之に倣ひ、第三店も目下考慮中なる旨の報が傳へられた。

大規模小賣店に對し之等の總攻撃の加へらるるとき、其の鯨波にも譬へつべきものは、五月四日獨逸小賣商總聯盟 (Die Hauptgemeinschaft des deutschen Einzelhandels) の大會に於ける、同聯盟常務理事の演説である。一人の常務理事ティブルテッス博士は、百貨店に對する專業店 (Factgeschäft) の生存戰は、之等大規模經營の特定部門の排除を齎らすべしと説き、他の一人の常務理事闘志滿々たるヒランド博士は次の如く曰つて居る。「百貨店・消費組合が今までの形式を經濟生活より終焉せしむるとき、我等の闘争は結局する。但し、財政・失業政策の立場より、之を一撃破壊の方法によらず、漸次的破壊の方法にて行ふ。我等が百貨店を斃さんとするも、之により我等の小賣價格引上を實行せんとするものにはあらず。寧ろ我等は薄利多賣 (Grosser Umsatz, Kleiner Nutzen) を實行せんとするものである。百貨店のため常に其の製品を買叩かれたる中産手工業者は、百貨店の廢止により少くとも其の地位を強化することが出來よう。消費者また我等の謙虛なる態度による利鞘縮少により利益を得るであらう。願はくば、時流とナチス政策に鑑み、百貨店が自發的に、其の餘分なる部門を整理せんことを。そして第一に食料品部門と、養氣飲食物食堂とを整理せんことを……。來るべき小賣商保護法は、其の初めは窮迫防止を目的とするも、將來は、業級の確立にまで進み、其の業級によりまた自治的立法を得べく、斯の先づ第一歩は營業自由の除去にあらねばならぬ。強力なるナチス運動により、ヒットラー宰相の肝入りにより、小賣商も亦再び繁榮の日を迎ふるであらう。……」と。ヒランド博士の此の立言は、實に小賣商保護法制定の一週間前になされたのであつた。

此の情勢に搗てて加へて、更に他方百貨店に代らんとする、小賣商の合同による、共同百貨店 (Gemeinschafts-

Kaufhaus) 設立の企ても趣つて來たのであるが、之につきては別の機會に於いて説きたいと思ふ。

## 五

小賣商保護法制定促進運動の激化すると共に、他方また、ナチス政府への氣兼ねの裡にも、之に對する拮抗運動が行はれたのであつた。

先づ前節所載の運動に於ける諸要請に對する、大規模小賣店側の駁論を掲げて見る。

南ハンノーヴァー中産業者闘争同盟の聲明に對しては、先づ百貨店の退散による稅收激減を惧れたる市當局の反對的發言があつた。其の發表數字二十五億ゴールドマルク及び失業者輩出に關しては、百貨店側より、「發表者は恐らく景氣研究所の統計を知れる筈であるが、其の統計に、一九三一年の百貨店の賣上十一億五千万ゴールドマルクとあるを如何に解するか。又中産失業者の統計及び其の百貨店との關聯を如何なる材料と根據より得たるものなるか、」と問訊し、「發表者は何故中産小賣商數が、百貨店の増加にも抱はらず、戦前よりも遙かに増加せる事實を不問に附せしや、」と逆襲してゐる。

ベルリン小賣商大會の目標(3)に對しては、「大中商の區別標準を如何に見るか。假りに賣上二十万ライヒスマルクを境界としたりとして、之を割りたる場合は百貨店と雖も寛恕するや。又私人が公法的權利を得て之を行ふは、果して萬人の推獎するところなりや、」と訊してゐる。カールスルーエの目標(5)に對しては、「主張者は現下斯の方面

の取締の世界中最嚴なるものに我が獨逸なるを忘れたりや、と問ふてゐる。又各方面よりの部門排除の要請に關しては、百貨店側は大體次の如き論駁を試みてゐる。曰く、「斯かる部門禁止を際限無く延長することは、終局に於いて營業閉鎖を意味する。而して我等は斯かる手段は經濟的に不可能なることを思惟する。斯の手段よりは何等小賣商關係の新正序は發生せず、此の道の終局には、無計畫なる、恣意的なる規定の横はるあるのみ。而かも此の規定は何人をも満足せしめず、多くの場合不必要なる使用人解雇と、小賣企業の危殆化を齎らすのみである。また、本質外に渉る部門 (Wesenfremde Abteilung) といふ語句の内容は不明瞭である。數十年間賣上の大なる部分を占むる食品部門は果して本質外の部門となすべきや。賣上高の比較なるか。實施年限なるか。良き技術的設備なるか。そもそも如何なるものが、其の標準となるのであるか。食料品部門の外に尙如何なる部門を本質外の部門とするか。絹物部門は？ 香水部門は？。四階の建物中二つの階を空間とすべき規定の出現せんか、如何に交り難き滅亡を來すことか！。斯くて課税てふダーモクレスの劔の外に、尙部門閉鎖の要請がある。我等は立法てふ綜合規定により、經濟生活の振蕩せられざらんことを只望むのみ」と。

次に、當時に於ける百貨店側の自己辯護論を掲ぐれば、大體次の如きものがある。

1. 百貨店は外國品のみを販賣するといふも、其の全仕入の九七・五%は内國よりの仕入である。
2. 廣告に尨大なる額を支出するといふも、廣告料は全賣上の二・五%のみ。
3. 中産小賣商を壓迫するといふも、獨逸小賣賣上總額約二三〇億中、百貨店賣上高は十億に足らず、四%を占むるのみである。市場商・路商・訪戸商・古物商のみで二十億以上八%即ち百貨店の倍額以上を占め、中産小賣商は賣

に約八〇%を占めてゐる。尙、過去約五十年の百貨店の發達に拘はらず、事實上中産小賣商を排除せず、また將來も排除しないであらう。其の間聊さかの競争ありとするも、それは綜合國民經濟より見て、不幸ではなく、寧ろ消費者への最高可能給付を拍車づける意義あるものである筈である。時は靜止せず、文化發展と共に自動車は馬車屋を驅逐し、水道は水賣屋を排除した。綜合國民經濟より見て、之をしも不幸なりとするか。

4. 中産小賣商の窮迫は、小賣商の機構に基く所謂機構的窮迫に非ずして、世界經濟的乃至綜合國民經濟的不況に基くそれである。(Cf. Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung, 7. Jahrgang, Heft 4, Teil A, 1933) 此のため百貨店と雖も亦銀行等に對し大負債を負ふてゐるものがあり、困窮せる者は只中産小賣商のみではない。

5. 其他、百貨店は過剩人口の吸收者であり、(百貨店の直接使用人十万人、間接使用人三十万人) 中産手工業者の良き顧客であり、租稅的・社會的任務を遂行するものであり、(三二年末調の五百百貨店納稅額六千二百萬、其の用人の納稅額一千七百萬、社會給付一千二百萬ライヒスマルク) 小賣價格決定の方向翼となるものである。等々  
右に對しては、更にまた小賣商側の再反駁があるが、それ等の紹介は割愛する。

最後に、當時の新聞雜誌に掲げられたる、百貨店擁護論の二三を左に紹介する。

二月二十二日のドイッチェ アルゲマイネ ツァイトゥング紙に曰く、「營業自由の達成は、十九世紀後半の獨逸經濟の強力なる上昇の原因を成した。事物の客觀的觀察に於いては、營業の自由の廣き制約、中世ツunftへの逆戻りが、新經濟繁榮を齎らすものとは考へられない。ツunftは歴史と共に獨占的になり、供給不足・創作心缺乏を招來し、終に「ツunftの精神は去り怠惰のみ残り」の言句さへ出づるに至つたのである」と。

三月二十四日のリング誌に曰く、「百貨店の全體的殲滅が、多數の獨立營業者の生存基礎を築成するなるべしとの期待は、之を妄想となさずとも、甚だしく誇大極端に走れるものとなさざるべからず。而かも我等の經濟政策の目的が、小賣商の一部門の殲滅にあらずして、他部門の助成にありとすれば、其の前景には論理的に、積極的助成政策存在し、競争者に對する消極的政策の存在せざるべきなり」と。

又三月三十一日のドイツエノノミスト誌に曰く、「其の競争者の生活を困難にして、中産階級の狀態を改善し得べからざるは、既に反復して論ぜられたるところなり。同じく、近代的にして價格變動を廣汎に決定する小賣大經營に對するすべての特別賦課は、國民經濟的・消費政策的損失を齎らすものなり」と。

## 六

斯かる事情裡に於いて、ナチス政權は着々其の基礎を堅め、事情の安定に對する信頼を創設するため、内政に關する絶對權威的指導を必要とし、遂に三月二十四日夫の全權委任法 (Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich, 24. März 1933, RGBl. I S. 141) なるものを通過せしめてしまつた。其の第一條を左に掲ぐる。

第一條 帝國法律は、帝國憲法ニテ規定セラレタル手續ニヨルノ外、尙帝國政府ニヨリテ、之を制定スルコトヲ得。本規定は、帝國憲法第八十五條第二項及び第八十七條に掲ゲラレタル法律ニツキテモ、之ヲ適用ス

ナチスは茲に、其の獨裁政策實行の基礎工作に成功し、其の世界觀に基く無數の法令制定の大道を切り開いたので

ある。斯くて以後は、行政立法にてあれ、財政立法にてあれ、經濟立法にてあれ、あらゆるナチスの立法は、極めて迅速に制定公布せらるるの可能性を與へられたのである。

此の間、三月二十八日夜には、夫のユダヤ店ボイコット命令 (Boykottierlass der NSDAP. gegen jüdische Geschäfte) なるものが、ナチス黨本部より發せられた。之をナチスのグロイエルヘツェ闘争宣言 (Aufruf der NSDAP zum Kampf gegen die Greuelhetze, 28. März 1933) に據れば、ユダヤ人は今やナチス黨員によるユダヤ婦人虐殺・ユダヤ處女暴行等を盛んに海外に虚報譏誣し、以て海外の反獨思想を使喚し、そこに獨逸品不買の空氣を醸成せしめんとする、斯かる海外に於ける反獨思想傳播の責任者は、在獨ユダヤ人其の者であり、之に對して獨逸人は防衛せざるべからず、とのナチスの思想が、遂に此の擧を誘致したるものであることが一應理解さるるのであるが、ユダヤ人の金融資本、大規模小賣店への密接不可離なる關聯を思ふとき、此の運動また本稿取扱ひに屬する當時の事情を檢討する上に、見逃すべからざるものであることが信ぜらるる。左に右ボイコット命令の拙譯を掲ぐることにする。

### ユダヤ店ボイコット命令 一九三三年三月二十八日

第一條 ナチス (NSDAP) ノ地團及び組織部隊ハ、直チニユダヤ店・ユダヤ品・ユダヤ醫・ユダヤ辯護士ニ對スルボイコットノ實際計畫的實施ニ關スル行動委員ヲ形成スベシ。行動委員ハ右ボイコットヲ嚴格ニ實施シ、且ツ之ヲ無辜ノ者ニ及ボサザルベキ責任ヲ有ス

第二條 行動委員ハ宗教・出身・人種ノ如何ヲ問ハズ、總ベテノ外國人ニ對スル最高保護ノ責任ヲ有ス。ポイコツトハ純粹防衛策ニシテ、專ラ獨逸國ニ於ケルユダヤ人ノミニ之ヲ適用ス

第三條 行動委員ハ直チニ宣傳啓蒙ニヨリポイコツトヲ民衆化スベシ。原則、良キ獨逸人ハモハヤユダヤ人ヨリ買ハズ、又彼及び其ノ背後人ヨリノ商品推獎ヲ容レズ。ポイコツトハ全般的ノモノタラザルベカラズ、全國民之ヲ實行シ、ユダヤ民族ノ急所ヲ突カザルベカラズ

第四條 疑義アルトキハ、斯卡ル店ノポイコツトニツキテハ、ミュンヘン中央委員ヨリ別段ノ指示無キ限り看過スベシ、中央委員長ハ P. Streicher ナル

第五條 行動委員ハ、新聞紙ガユダヤ人ニヨル殘虐讒誣 (Greuelhafte) ニ對スル獨逸國民ノ啓蒙戰ヲ、如何ナル程度ニ外國ニ通信スベキヤニツキ、最嚴密ニ之ヲ監視ス。新聞紙之ヲ爲サズ、又ハ部分的ニ之ヲ爲ス場合ニハ、之ヲ獨逸人ノ住ム總ベテノ家屋ヨリ、暫行的ニ疏隔スベシ、獨逸人ハ何人モ、獨逸業ハ何業モ、斯卡ル新聞紙ニ廣告ヲ與ヘザルベシ、ユダヤ種族ノ爲メニ書キ、獨逸國民ノ爲メニセザル新聞紙ハ、公共ナル侮蔑ヲ免レズ

第六條 行動委員ハ、黨經營細胞組織ト連繫シ、諸經營ニ立入りテ、ユダヤ人ニヨル殘虐讒誣ガ、獨逸勞動從ツテ獨逸勞動者ニ及ボス影響ニ關スル、啓蒙宣傳ヲ開明シ、且ツ特ニ勞動者ヲ、獨逸勞動保護ノ爲メノ防衛策トシテノ國民ポイコツトノ切要性ニツキ、啓蒙セザルベカラズ

第七條 行動委員ハ、特ニ郊原地ノユダヤ商人ニ及ブタメ、僻陬農村ニマデ進出セザルベカラズ  
原則トシテ常ニ、我等ニ強要サルル防衛策ニ關スルモノナルコトヲ強調スベシ

第八條 ボイコットハ散逸のナラズ爆彈的ナルベシ、此ノ意味ニ於イテ、目下總ベテノ準備工作ヲ施スベシ、SA及ビDSニ對シ指令ヲ發シ、ボイコットノ瞬間ヨリ、番兵ヲ用ヒ、民衆ノユダヤ店ニ入ルヲ警告セシム

ボイコット開始ハ、ポスター・新聞・空中撒布其ノ他ニヨリ告知セラルベシ、ボイコットハ四月一日午前十時ヲ期シテ爆彈的ニ遂行ス

ボイコットハ黨指令ニヨル停止命令アルマデ繼續ス

第九條 行動委員ハ直チニ、僻陬農村ニマデ及ベル數萬ノ諸集團ニ於イテ、獨逸人口中ニ占ムルユダヤ人ノ數ニ應ジタル、各業ニ於ケルユダヤ人就業比例數ノ導入要請ヲ編制ス、實行ノ迫力ヲ高ムルタメ、此ノ要請ハ最初三部門ニ限定サルベシ

(イ) 獨逸中等學校及ビ高等學校ヘノ通學

(ロ) 醫師業

(ハ) 辯護士業

第十條 行動委員ハ更ニ、各獨逸人ニシテ外國ト何等カノ關係ヲ有スル者ヲシテ、此ノ關係ヲ利用シ、信書・電報・電話ニヨリ、獨逸ニ靜穩ト秩序ノ嚴存シ、獨逸國民ハ平和ニ其ノ業ニ專心シ、平和ニ他ノ世界ト生存スル以外ノ欲望ヲ有セズ、斯ノ舉ハ一ニユダヤ人ニヨル殘虐諷誣ニ對スル純粹防衛策トシテ行ハルルモノナルコトノ真相ヲ、啓蒙宣傳セシムベキ様配意スベキ任務ヲ有ス

第十一條 行動委員ハ、斯ノ全戰鬪ヲ最全ナル靜穩ト最大ナル規律ノ裡ニ達成スベキ責任ヲ有ス。更ニユダヤ人ニ

指一本モ觸ルル勿レ、只斯ノ上方策ノ透徹セル重壓ニヨリテノミ、我等ハ彼ノ讒誣ヨリ解放セラレベシ。

ここで私は小賣商保護法制定前夜の最後の敘述に入り、バイエルン政廳が既に地方的立法により、大規模小賣店に對する養氣飲食物食堂・食料品部門の禁止を制定せること、ナチスの等配運動 (Gleichschaltung) が着々成功し、從來の百貨店協會も其の例に漏れず、該法制定の直前五月五日、ナチス黨員ヴァルター シュピーカーが其の總裁に就任したることを記載しなければならぬ。

## 七

前三節に於いて説ける如き情勢の裡に、一九三三年五月十二日附にて、夫の小賣商保護法 (Gesetz zum Schutze des Einzelhandels, Vom 12. Mai 1933, RGBL. I. S. 262) なるものが遂に制定公布せられた。ナチス政府は之により、其の國民革命に於いて計畫したところの、ナチス世界觀・經濟觀乃至商業觀に則れるところの、國民生活變革の一具體化を期したのである。私は先づ本節に於いては、其の條文及び之に關聯せる「百貨店ニ於ケル獨立手工業經營ノ撤廢ニ關スル命令」(Verordnung über den Abbau der selbständigen Handwerksbetriebe in Warenhäusern, Vom 11. Juli 1933, RGBL. I. S. 468) の條文の拙譯を掲げ、次いで次節に轉じ、之が理解に進みたいと思ふ。

## 小賣商保護法

公布一九三三、五、一二（帝國法律官報第一部二六二頁）  
補完一九三三、七、一五（同）四九三頁）  
改正一九三三、一〇、二五（同）七七九頁）  
改正一九三四、六、二七（同）五二三頁）  
改正一九三四、一二、一三（同）一四二一頁）  
改正一九三五、五、九（同）五八九頁）

帝國政府ハ、現在ノ經濟的窮迫ニ基ケル小賣商ニ對スル脅威的ナル危難防衛ノタメ、且ツ小賣商ノ中産階級の經營ノ存續保障ノタメ、過渡的準則トシテ、次ノ法律ヲ制定シ、茲ニ之ヲ公布ス

### 第一款

第一條 一九三二年十二月二十三日附經濟及ビ財政ニ關スル緊急令（帝國法律官報第一部五七一頁）第一部第一款ヲ含ム、一九三二年三月九日附經濟保護ノタメノ緊急令（帝國法律官報第一部一一一頁）ノ第三部第一條第一文中、「一九三四年四月一日迄ノ期間ニ於イテ」ナル語句ハ之ヲ削除ス、該規定ニ於イテ宣セラレタル均一價格店ノ設立・

擴張及び移轉ノ禁止ハ無期限ニ效力ヲ有ス

第二條 (一)其ノ中ニ商品ガ販賣ノタメ備ヘラルベキ販賣所ハ、之ガ設立乃至讓受ケヲ許サズ

(二)販賣所ガ、從來ノ販賣場ヲ放棄シテ、同一市町村區内ノ他ノ販賣場ニ移轉セラルル場合ニハ、販賣所ガ從來ノ場所ニ於イテ、當該店主ニヨリ少クトモ一箇年經營セラレ、且ツ新販賣場ガ、從來ノモノニ比シ二十五平方米以上大ナラザル限り、之ヲ第一項ノ意味ニ於ケル設立ト看做サズ、最高州政廳ハ、市町村區ノ細部分ヲモ、第一文ノ意味ニ於ケル市町村區ト看做ス旨ヲ規定スルコトヲ得

第三條 第二條第一項ノ意味ニ於ケル設立ト同列ニ置カルベキモノ左ノ如シ

一、從來ソノタメニ利用セラレザリシ販賣場ヲ以テスル販賣所ノ擴張ニシテ、此ノ擴張ガ本法施行ノ時ニ於イテ存在スル販賣場ヲ二十五平方米以上超過スルモノ

四、看板、販賣場内外ノ貼札、業務書類、引札、案内狀ニ於ケル販賣所ノ標示變改ニシテ、此ノ變改標示ニヨリ、特殊ナル價格設定法、乃至特定購買企業ヨリノ商品仕入ガ指示サルモノ

五、専ラ又ハ主トシテ他ノ商品ガ販賣ノタメ備ヘラルベキ販賣所ニ於イテ、販賣ガ食料品及ビ嗜好品ニ擴張サルルモノ

六、専ラ又ハ主トシテ他ノ商品ガ販賣ノタメ備ヘラルベキ販賣所ニ於イテ、販賣ガ藥劑品ニ擴張サルルモノ

第四條 第二條及ビ第三條ノ規定ハ、消費組合及ビ職場購買部ノ配給所ノ設立ニモ之ヲ適用ス

第五條 第二條・第三條及ビ第四條ノ禁止規定ニツキテハ、帝國政府ノ定ムベキ規準ニ從ヒ、例外ノ許容サルルコ

トアルベシ、例外ニ關シテハ、最高州政廳ノ指定スル行政官廳之ヲ決定ス、拒絕ノ決定ニ對シテハ、二週間以内ニ其ノ不服ヲ、最高州政廳ノ定ムル機關ニ申立テ得ベシ、申立テヲ受ケタル機關ハ、工業・商業、乃至手工業關係ノ場合ニハ手工業ノ、主務職業代表官ノ意見ヲ聽取シタル上、最終的ニ決定ヲ下ス

第六條 第二條・第三條及ビ第四條ノ規定ハ、公道路・街路乃至廣場ニ於イテ商品ヲ賣物トスベキモノ、巡回商業、市場商業、及ビ博覽會ニ於イテ商品ヲ賣物トスベキモノニハ、之ヲ適用セズ

第七條 營業令第四百四條(ヨ)第二項ノ意義ニ於ケル獨立手工業經營ハ、百貨店・均一價格店・低小價格店・系列價格店・其ノ他特殊ノ價格設定法ヲ特徵トスル店ノ經營内ニ於イテ、又消費組合若クハ職場購買部ノ販賣所乃至配給所ニ於イテ、之ヲ設立スルコトヲ得ズ、帝國政府ハ獨立手工業經營ニシテ、本法施行ノ時、前第一文ニ掲ゲタル經營内ニ於イテ、既ニ保持セララルモノニツキテハ、之ヲ其ノ定ムベキ條件ニ從ヒ、閉鎖スベキ旨ヲ規定スルコトヲ得

居酒屋ノ經營及ビ即席飲食用ニ供スル調理食物ノ供與ハ、百貨店・均一價格店・低小價格店・系列價格店・其ノ他特殊ノ價格設定法ヲ特徵トスル店ニ於イテ、又消費組合若クハ職場購買部ノ販賣所乃至配給所ニ於イテ、又其ノ一九三三年曆年中ニ於ケル小賣賣上總額五十万ライヒスマルク以上ニ達スル企業ノ販賣所ニ於イテ、一九三五年十一月一日以後、之ヲ爲スコトヲ禁ズ、但シ居酒屋乃至食堂ノ經營(養氣飲食物食堂)ノ續營ノ特別必需性又ハ右養氣飲食物食堂ノ閉鎖ニ因ル當該全體企業ノ危殆化ノ證明セララルトキハ、帝國經濟大臣ハ一九三五年六月一日迄ニ提出サレタル申請ニ基キ、右禁止ニ對スル全部又ハ一部ノ例外ヲ許容スルコトヲ得、又右禁止ハ養氣飲食物食堂ニシテ、帝國經濟裁判所ノ判決ニヨリ、其ノ廢止ガ當該全體企業ノ經濟性ヲ危殆ナラシムベキコトガ確認セラレタルモノニツキテハ、

之ヲ適用セズ、養氣飲食物食堂ニシテ、之ニツキ居酒屋許可ノ取消サレタル、乃至調理食物供與ノ禁ジラレタルモノハ、本規定施行ノ際尙營業中ナル場合、一九三五年十一月一日迄續營サルコトヲ得

第八條 販賣所若クハ配給所ニシテ第二條・第三條又ハ第四條ノ規定ニ違反シテ設立セラレタルモノ、獨立手工業經營ニシテ第七條ノ規定ニ違反シテ、同條ニ掲ゲラレタル經營内ニ設立セラレタルモノハ、警察官廳之ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

尙、警察官廳ハ、居酒屋又ハ養氣飲食物賣場ニシテ、第七條第二項ニ宣セラレタル禁止ニ反シ、同條ニ掲ゲラレタル小賣經營内ニ於イテ、尙續營サルルモノニツキテハ、之ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第九條 故意又ハ過失ニヨリ、第二條・第三條・第四條又ハ第七條ノ規定ニ違反スル者ハ、之ヲ罰金刑ニ處ス

第十條 第二條・第三條・第四條及ビ第七條ニ於イテ定メラレタル禁止ニヨリ、又ハ第七條第一項第二文乃至第二項ニ基ク處分ニヨリ生ズル損害ハ、帝國乃至州之ヲ賠償スルコトナシ

第十一條 帝國政府ハ本法第一款ノ施行ニ必要ナル立法令及ビ行政令ヲ發ス、政府ハ尙補完内容ヲ有スル規定ヲモ發布スルコトヲ得

## 第二款

營業令ノ改正ニ關スル事項（省略）

### 第三款

本法ハ公布（五月十三日）ノ翌日ヨリ施行ス

## 百貨店ニ於ケル獨立手工業經營ノ撤廢ニ關スル命令

一九三三年七月十一日附（帝國法律官報第一部二六七頁）

一九三三年五月十二日附小賣商保護法（帝國法律官報第一部二六二頁）第七條（第一項）第二文ノ規定ニ基キ次ノ命令ヲ發ス

第一條 百貨店・均一價格店・低小價格店・系列價格店・其ノ他特殊ノ價格設定法ヲ特徴トスル店ト連繫シ、當該小賣經營ノ企業者ノ計算ニ於イテ

（イ） 腸詰製造設備、麵麩・燒菓子及ビ菓子類製造設備、革細工・椅子薄團類・壁紙類作業場、製靴作業場、光學機具作業場、毛皮製品作業場、家具類作業場、時計修繕作業場、自動車・自轉車修繕工場、理髮業經營設備ハ

一九三三年九月一日限り

上着及ビ下着仕立設備、光畫撮影設備（寫真館）ハ

一九三三年十二月三十一日限り

獨逸に於ける小賣商統制政策の動向（深見）

之ヲ獨立手工業經營トシテ、以後保持スルコトヲ得ズ

(ロ) 前項(イ)ニ掲ゲラレタル手工業的作業實施ノ註文ハ、以後受容ルベカラズ

第二條 獨立ノ手工業經營及ビ手工業的給付實施ノ註文受容レノタメノ受附所ニシテ、第一條ノ規定ニ反シ、百貨店・均一價格店・低小價格店・系列價格店・其ノ他特殊ノ價格設定法ヲ特徵トスル店トノ連繫ニ於イテ保持セラルルモノハ、警察官廳之ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第三條 故意又ハ過失ニヨリ、第一條ノ規定ニ違反スル者ハ、之ヲ罰金刑ニ處ス

## 八

小賣商保護法も亦、之をナチスの世界觀・經濟觀乃至商業觀の一具體化として見るとき、初めて良く之を理解し得る。私等は之を決して一警察事務的立法と速断してはならない。先づ斯かる理解の下に、その前書きを分拆して見るとき、私等は本法が、國民社會全體の利益考慮を背景として、小賣商の經濟的窮迫危難の防衛と、中産經營存續の保障とを、其の目標としてゐるものであることを讀み取り得る。小賣商の保護、特に其の中産經營の存續は、ナチスが深く關心を持つところのものであり、其の世界觀よりして之を望ましきことと價値判断せるところのものである。而して、此の二大目標に到達する手段として、本法が主として其の内容として採用してゐるところのものは、既述オスターレに據れば、(1)大規模小賣店への制壓、及び、(2)一般小賣商過剩の防止であるが、尙、後述第三次施行令

の制定と共に、之に、小賣商の業級乃至身分團體設立の目標確認に基く、(3)一般小賣商質的内容の改善が、附加せらるべきである。

尙、前書きの中、中産階級的經營 (Mittelständischer Betrieb) とは、伯林景氣研究所の採用せる調査上に於ける解釋に従へば、農業を除く總べての經營にして、其の所有者の生活維持が、經營の經常収益に直接依存するものである。即ち、之を大經營と別つ主たる標準は、家計と經營とが貨幣行爲に於いて分離せるや否やにおかるるものにして、分離し得ざるものが此の中産階級的經營である。手工業・小賣業・旅宿飲食店業の小規模のものが此の例である。又、前書きに於いて、本法を過渡的準則 (Übergangsmassregel) といへるに就きては、經濟省上席參事官エルマーミッヘル (Dr. Elmer Michel) は、本法全條文が然るに非ずして、主として第二條第一項の禁止期間を指示したるものであるといふ。第二條第一項は、三三年五月十二日附立法に於いては、同年十一月一日迄の期限附の設立 (のみ) の禁止を規定して居た。但し、本法其の後の屢次の改正より接すれば、法全體の精神はよし過渡的ならずとも、當初の各條文そのものの形式は相當全面的に過渡的色彩を帯びたるものなることが思はる。私等は最近三五年五月九日の改正により、本法が漸く其の本態を形成したるを見るのである。ナチス立法に於ける此の間の事情を語るものとしては、「ヒットラー内閣法令全集」の編者ホーヘ (Dr. Werner Hoche, Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler) が其の第一卷卷頭に誌したるものがある。曰く、「其の緊急状態が些の躊躇を許さず、即刻にして強力なる干與を要請する如き今日にありては、新しき法律形式は寧ろ勢ひ過渡的準則たるの性質を帯ぶるのであるが、聽ては之より新しき國民獨逸法が擬成さるであらう」と。

扱て、中産小賣商救済・維持の政策は、其の程度尙ナチスの徹底的政策に比すべくもあらざりしも、ナチス以前、已に業に、一九三二年の景品令・均一價格店令にも採用せられたるところであり、三月九日附經濟保護緊急令(Notverordnung zum Schutze der Wirtschaft)及び十二月二十三日附經濟財政緊急令(Notverordnung über Wirtschaft und Finanzen)により、之が制定公布されてゐる次第である。其中、均一價格店令第一條は、

其ノ中ニ多數ノ異種ノ商品ガ、専ラ又ハ主トシテ一箇乃至數箇ノ確定價格階段ニ於イテ、賣物トシテ備ヘラルベキ販賣所(均一價格店)ハ、(一九三四年四月一日迄ノ期間ニ於イテ)之ガ設立ヲ許サズ、(此ノ時期迄ニ於イテハ)現存ノ均一價格店ガ、從來其ノタメニ利用セラレザリシ販賣場ヲ以テ其ノ擴張ヲナスコトモ、他ノ販賣所ヘノ移轉ヲナスコトヲモ許サズ、最高州政廳若クハ其ノ指定スル行政官廳ハ、特別ノ事情ガ之ヲ正當視スル限り、個々ニツキ例外ヲ許容スルコトヲ得

と、規定してゐるが、此の均一價格店の設立・擴張・移轉の無期限禁止を宣したるものが、即ち本法第一款第一條である。斯くて、既存の均一價格店令といふ一個の特別法が、本法により總括され、且つ本條により改正されたるわけである。

第二條第一項は本法の核心規定であり、小賣商全般に涉り、其の販賣所の設立乃至譲受けの禁止を規定してゐる。初め三三年五月十二日附立法にては、同年十一月一日迄の設立(のみ)の禁止が規定されたが、十月二十五日附立法にて之が三四年七月一日迄延長され、三四年六月二十七日附立法にて更に三五年一月一日迄延長され、十二月十三日附立法にては、更に譲受けを加へ、之が無期限禁止とされ、今日に及んでゐるのである。

本項に所謂販賣所 (Verkaufsstelle) とは、其の明文によれば、「其ノ中ニ商品ヲ販賣ノタメ (賣物トシテ) 備ヘラルベキ場所」である。此の場合の「商品」(Waren) は、獨逸商法第一條の解釋と同じく、之に有價證券及び貨幣を加へざるものとする。従つて、銀行・兩替屋等の事務室は販賣所とはならぬ。報知案内・相談助言・修繕其の他の給付も、之を商品と考へないから、萬づ案内所・旅行案内所・洗濯屋アイロン部・修繕工場・理髮店・仕立屋・靴直し屋等は、ここにいふ販賣所とはならぬ。(尤も旅行案内所については、本法とは別に、三六年一月八日附交通省・啓蒙宣傳省令により、オリンピック目宛ての濫設立を防ぐため、九月末日迄其の設立が禁止された。) 又、之等の旅行案内所・理髮店等に於いて、夫々、案内書・化粧品を販賣するとしても、それが商慣習的の副活動の範圍内に留まる場合には差支へない。

「販賣ノタメ (賣物トシテ) 備フル」(zum Verkauf feilhalten) のであるから、其の商品は賣渡準備狀態に置かれねばならぬ。只商品を、全然に點檢の爲め、或は信書乃至口頭による註文受けの爲め備ふる如き事務所・通信販賣店等は本項の販賣所に該當しない。(尤も、織物通信販賣店は、本法とは別に、三四年七月四日附經濟省令により、其の設立・擴張・移轉の禁止を命じられてゐる。) 又、「販賣」といふ中には委託販賣を含む。オオスターレに據れば、其の商品が何人の所有に屬するか、又何人の計算にて販賣さるかは、問題とならない。但し本法に所謂販賣は小販賣でなくてはならぬ。之は本法の標題・前書きによつても、明瞭である。従つて、商品を再販賣者又は生産者に販賣すべき卸賣商乃至問屋の店舗は問題外となる。尤も卸賣商店舗と雖も、小賣を併營するときは、本項に所謂販賣所となるべきこと、經濟相及びライプチヒ商工會議所の解釋により明らかにされてゐる。

販賣所の場所は、商品小賣のため公衆に開かるるところの、すべての場所を指示する。従つて、其の條件を具ふる限り、店舗・住家・倉庫・屋臺店、オートマツト（下レスデン判決（三五、三、六）及びラインハルトマルザエ博士の解釋）、給炭場・給油所すべて販賣所となる。地下店・路面店・二階店・前庭店・造付キオスケ・共同百貨店（*Gemeinschafts-Kaufhaus*）の小間またすべて販賣所となる。但し、屋臺店の多くにつきては、本法第六條により例外が認めらるる筈である。又給油所につきては、本法第三次施行令第六號により、三三年七月十五日附強制カルテル設定法に基く、其の設立・擴張に關する特別命令の存する限り、本法の規定は適用されない。

尙、本法前書きにより、本規定は手工業には及ばぬものと解せらるるから、麵麩屋・肉屋及び同種の經營が、場所に連繋せる自家手工業の製品のみを販賣する場合には、之が適用されざるものと見るべきである。但し、若し其の間に、麵麩工場と其の販賣所とが別の箇所に在るといふ如く、場所的に連繋の無き場合、又は或る種の小間物屋に見る如く、自家製品よりも仕入商品をより多く賣るといふ如き場合には、該販賣所は手工業と離れて獨立性を有ち、本規定の適用を受くる。寫眞業につきても、其の撮影・現像・焼付・引延しを爲すは可であるが、フィルム・印畫紙・アルバム・換畫枠・光線蔽・機架等の販賣を行ふときは、本規定の適用を受くる。

次に本規定には、販賣所の設立乃至讓受けが禁止となつてゐる。設立（*Errichtung*）とは、公衆への事實上の開店をいふものにして、上級行政裁判所の判決にも、「販賣所ニテ商品ガ陳列サレ、販賣サレテ初メテ之ヲ設立トナス」とある。此の解釋は立法當時の過渡期に於いて極めて重要にして、本法施行日五月十四日以前に行はれたる準備、店舗建設、乃至開業のための建築契約・借間契約・店舗貸借契約等は、従つて未だ之を設立とは見ない。之は第一次施

行令第二號及び第二次施行令第四號の文意に照しても理解さる。従つて、本法施行後之を設立既得權とは認めない。繼つて、既設商店が他種商品の販賣を附加する場合は如何。經濟相より伯林商工會議所に與へられたる回答によれば、原則として、自然發展的附加は之を新設とは見ない。即ち、原則として所謂部門清算 (Branchenbereinigung) を嚴密に強行しない。又、萬づ屋によるものも之を許す。但し、全然無關係なる商品附加、例へば、傘屋にて煙草を賣り、ドラッグストアにて金銀器物を、食料品店にて呉服を、靴屋にて玩具を賣らんとするが如きは、之を新設と見るといふ。夏のアイスクリーム店が冬期鶯鳥肉屋になることも新設であるが、本法施行前より、夏冬交替に斯業を行へるものにつきては、既設のものとして之を取扱ふ。又、前段の説明により、卸賣店が小賣店を加設したりすることも禁止に觸れる。

讓受け (Übernahme) は最初の立法にては之を禁ぜず、只第三條第二目にて、「多數の販賣所ヲ經營スル企業ニヨル販賣所ノ讓受け」と、同第三目にて、「他ノ者ニヨル販賣所ノ讓受けニシテ、此ノ讓受けニ經營様式ノ變改、特ニ百貨店・低小價格店・系列價格店・其ノ他特殊ノ價格設定法ヲ特徴トスル店ヘノ變形ノ夥伴スルモノ」とを、設立と同列に置き、之を禁止したるのみであつたが、三四年十二月十三日附立法にて、全般的の讓受け禁止を規定し、従つて第三條第二目及び第三目は之を削除することとなつた。ここに所謂讓受けは、賣買契約による讓受けのみならず、相續によるものをも含む。但し、夫婦の場合は之を共同經營者と見、其の一方が死亡せる場合、他方が之を繼承するの之を讓受けと見ない。尤も、相續の場合にする讓受け禁止は、之を直ちに實行するときは營業の大打撃となるを以て、營業令第四六條の精神、及び三五年一月十日の經濟省布告に従ひ、相續者が第三次施行令に則り、禁止に對する

例外許可を得るまで、一定期間解除條件附にて、其の續營が認めらるのである。個人商店が他人を交へて合名會社に組織變更をすること、又從來の合名會社が新社員を加ふること等も讓受け禁止の適用を受ける。但し、ミッヘルに據れば、匿名組合が其の匿名組合員を増加すること、合資會社の有限責任社員を増加すること、有限責任株式會社又は組合の取締役乃至理事を變更すること等は、此の規定に觸れないといふ。

第二條第二項は、最初は單に同一市町村區内の他の販賣場への移轉 (Verlegung) を、設立と看做さざる旨を規定したのみであつたが、三四年六月二十七日附改正にて、之に從來販賣所の一箇年の歴史と、移轉先販賣場の規模十分の一以上大ならざるべきことの二條件を附加し、尙、第二文を加へ、最高州政廳は、此の市町村區劃を細分して、數區劃となし得ることを規定したのである。此の第二文に則り、區劃細分の試みられたる例を擧ぐれば、アウグスブルグ・アルトナ・ドルトムント・デュイスブルグ・エッセン・オーヴァーハウゼン・ヴッペルタール・キョルン等である。次いで三四年十二月十三日附にて、十分の一が二十五平方米に改正された。本項に於いて注意すべきは、移轉が必らず舊販賣所の放棄廢止を前提とすべきことである。

第三條は、販賣所の設立と同列に置かるべきものの列擧である。右十二月十三日附にて、第一目中十分の一が二十五平方米に改正され、第二目・第三目が既述の如く削除され、第六目が附加された。第一目に於ける、「從來其ノタメニ利用セラレザリシ販賣場ヲ以テスル」とは、販賣場そのものが從來不利用にてありし意味でなく、從來不利用にてありし何等かの場所を、販賣場として以て擴張 (Erweiterung) を行ふ意味に解すべきである。販賣場 (Verkaufsraume) とは、顧客の出入する場所、賣手の居る場所、商品置場 (其の場より商品を直ちに客に渡し得ることを條件

とする)、飾窓・陳列所(同前の條件を具備するものと見る)等の綜合概念である。之に反し、商品保管所・事務室・店員溜場等は、之を販賣場と見ず、之等を模様替へして、前述の販賣場となさんとすることは、屢々實際に於いて見らるるところである。第四目は標示變改により、特殊なる價格設定法乃至特定仕入先を指示する場合、之を設立と同列に置くべきことを規定してゐる。特殊なる價格設定法とは、均一價格・低小價格・系列價格其他特殊なる價格設定をなすをいふ。百貨店は従つて此の中に入らぬ。特定仕入先指示は、結局其の店の該仕入先への從屬性を示すことになり、該仕入先による讓受け乃至設立を意味することになるのである。第六目中の藥劑品(Arzneimittel)は、本來藥學的製品で、病氣の防護・救濟用、乃至消毒用のものを指すのであるが、三五年三月十一日及び三六年一月十日附經濟相の布告により、藥劑品と同一體系に來るべき藥種品(Drogen)をも之に包括すべき解釋が下された。従つて藥種品の分類下に來るべき、滋養品・療養品・薄荷茶等も此の中に入る。但し、植民地産物店、田舎の萬づ屋にて取扱ふものは除外する。又、從來藥種棚を具へて少量の小賣を行ひ居たるものが、擴張する分は此の規定に抵觸しない。

第二條・第三條に規定せられたる、設立・讓受け・移轉・擴張(場所的・商品的)の禁止規定は、消費組合及び職場購買部にも適用さるる。之第四條の規定である。

右の斯かる諸禁止(Sperren)は、オートーマイヤーに據れば、許可留保附の警察禁令なりといふ。第五條による例外許容(Ausnahmegelassung)の餘地の承認、其の手續の指示は、此の許可留保を物語るものである。斯くて又、本條(及び第十一條)に基き、此の許可大綱を規定せる小賣商保護法施行令が生れて來るのである。

第六條の規定は、公の道路・街路乃至廣場に於ける路商、及び巡回商業・市場商業・博覽會商業につきては、前述二・三・四條の禁止規定の適用せられざることを示す。「公ノ」なる形容詞は街路・廣場にも及ぶものと解する。路商 (Strassenhandel) の中には尙ほ、移動的 (ambulant) なるものと、停立的 (stationar) なるものがあるが、移動的なるものは區別明瞭なりとして、其の停立的なるものと、普通所謂居商 (Sesshafter Handel) たるところの店舖商 (Ladenhandel) との別は、該所在箇所が専ら私法的借間契約乃至店舖賃貸借契約により、該店主の處分權下にあらざるや否やにより定むべきである。市場商業の場合の市場は、ただ公共市場 (Öffentlicher Markt) たる大市・年市・週市のみを意味し、私設市場 (Privatmarkt) は之を除外する。

第七條第一項は、其の第一文に於いて、百貨店其他の大規模小賣經營に於ける獨立手工業の設立禁止を規定し、其の第二文に於いて、政府が同既存手工業の閉鎖をなすべき規定を爲し得る權限を認むる。そして、此の第二文の閉鎖規定權限に基き、七月十一日附の「百貨店ニ於ケル獨逸手工業經營ノ撤廢ニ關スル命令」(前掲文)なるものが生れて來てゐるのである。

右の規定に關する解釋の基準をなすものは、三三年九月一日附「小賣商保護法及び獨立手工業撤廢ニ關スル帝國經濟大臣施行命令」(プロシヤ内務行政官報第一部一一一五頁) (DurchFrl. des Reichswirtschaftsministeriums vom 1. September 1933, Gesetz zum Schutze des Einzelhandels. — Abban der selbständigen Handwerksbetriebe, MBHiv. IS. 1115) である。之に據れば、第七條第一項に於ける獨立手工業經營 (Selbständige Handwerksbetriebe) とは、營業令第四百四條 (ヨ) の意味に於けるもの、即ち、手工業的並營 (Handwerkliche Nebenbetriebe) のもの

のみを意味する。詳説すれば、該手工業が小賣商と連繫はしてゐるが、而かも、その製品乃至手工業的給付の全部又は大部分が、第三者の註文により製作・給付されるものをいふ。従つて、専ら又は主として、其の勞作を、企業の自己入用のため、又は在庫品乃至販賣品の調整・變更・修理・備付け等のため、致すところの所謂補助經營 (Hilfsbetrieb) として的手工業は除外される。故に、例へば自家裝飾の爲めに働く張職工場、在庫品に加工したり賣約済の爲めの手工業的給付等は、此の禁止規定に觸れない。而して七月十一日附撤廢令は、右の獨立手工業を列舉指示してゐるから、私等は嚴密に此の列舉されたるもののみを以て、其の内容と解すればよいのである。

尙、七月十一日附撤廢令は、其の規定に於いて三つの條件を掲げてゐる。即ち、一は獨立手工業たること、一は手工業が該百貨店其の他と場所的連繫を有てること、一は該小賣企業家の計算に於いて營まるること、の三箇の條件を規定してゐるから、此の條件の存せざる限り、撤廢令には抵觸せざることになる。場所的連繫とは其の店内にて、手工業勞作、手工業註文の受付、製品の試着取扱 (仕立の場合) 等の行はるるをいふ。該小賣企業家の計算によるべきにつき、他の獨立手工業者が、該店より間借りをし、以て理髮店・寫眞館・美容室等を營む分には差支へない。此の點は立法者が、從來の小賣店經營下の手工業の過渡的處分を容易ならしめ、失業の防止と投下資本價値の保持とを行ひ、以て前述ナチス政策に一致せしめんことを期したるものである。然れ共、右の間借り契約は決して擬裝的なるものであつてはならぬ。また右經營の分離は、營業令第十五條 (イ) 及び該小賣企業内の特殊環境に従ひ、公衆に明瞭に知覺し得せしむる方法にて、外部に掲示されねばならぬのである。又、撤廢令の規定は其の註文受付の禁止にも及

ぶものであるから、之亦、百貨店其他が、其の作業を他所の自家手工業經營にて行ふと、又第三者たる家庭労働者乃至仲受人に取次ぐとを問はず、禁止さるべきである。而して、此の註文交付は本令施行即日より禁止となり、撤廢は條文にある如く之に一定の猶豫が認められてゐる。

第七條第二項の規定は、最初の五月十二日附立法には無之、七月十五日附補完法にて初めて舊條文が追加された。此の舊條文は、最高州政廳が、百貨店 (Warenhaus)、準百貨店 (Kaufhaus)、其他の小賣販賣所に於ける、居酒屋經營 (Betrieb einer Schankwirtschaft) の許可取消と、即席飲食用に供する調理食物供與 (Abgabe zubereiteter Speisen zum Genuss auf der Stelle) の禁止を爲し得る權限を認め、之を公衆の必需性無きこと、及び該企業の經濟性の危殆ならしめられざることとの二條件に係はらしめた。次いで三四年十二月十三日附立法にて、其の一部が改正され、更に三五年五月九日附立法にて全面的の改正が施された。現行のものは即ち之である。現行のもの舊法に異なる主なる點は、居酒屋經營と、即席飲食用に供する調理食物供與の經營とを、原則的に禁止すること、(舊法は許可取消乃至禁止の權限賦與に留まるもの)、百貨店其他の大規模小賣店の範圍を廣く擴張し、賣上高の多き一部専門店 (Spezialgeschäft) (原語につきルイベンス等) 乃至專業店 (Fachgeschäft) までも之を及ぼせることに見らるる。事實舊條文により、プロイセンを除く各最高州政廳は、良く其の權限を行使して來たのであるが、新條文により、全面的原則的なる禁止が導入せられたから、十一月一日以後は各政廳の個別閉鎖權行使は不要となつたのである。十一月一日とせるは、轉職其他の猶豫を考慮せるものである。只該經營に特別必需性があるか、該經營閉鎖による全體企業の危殆化が證明さるときには、帝國經濟大臣は六月一日迄の申請のものに限り、全部又は一部の例外を許容すること

が出来る。經營の必需性 (Bedürfnis) とは、企業の經營經濟的立場より言ふのではなく、公衆の立場より見たるものである。全體企業の危殆化 (Gefährdung) とは、該經營の禁止により、全體企業の結果が赤字になることをいふ。全體企業といふから、一店内の一部門、或は一分派店のみが赤字となつても、それが全企業より見て黒字なる限り、問題にならぬ。又從來既に赤字なる場合には、其の赤字の深刻化を示さねばならぬ。「全部又ハ一部ノ例外」といふ故に、其の例外は、アルコール無含有飲料のみの例外とか、メニューによる料理のみ、加熱料理のみの例外とか、となされ得る。尙、條文中居酒屋 (Schankwirtschaft) とは、旅宿飲食店法によれば、即席飲用のためのアルコール含有飲料、アルコール無含有飲料即ち、コーヒー・ラムネ・ゼルター水・礦水等を販賣するものであり、調理食物 (zubereitete Speisen) とは、特別調理を要するすべての食料品である。菓子・食パン・果物等の供與は、假令即席食用に供せらるるも此の中に入らぬ。又一般食料品も之とは範疇を異にする。養氣飲食物食堂 (Erfrischungstränke) はここにては廣義に解し、單に清涼飲料賣場のみならず、百貨店内の食堂・カフェー・お八つ食堂・居酒屋等廣く包括するものと見るべきである。

最後に、本條立法の趣旨は、大規模小賣店による手工業及び食堂經營が、顧客吸引 (Kundenfang) 乃至廣告經營 (Reklambetriebe) の手段とせられ、一般中産小賣商のみならず、一般中産手工業者乃至食堂經營者をも脅かすの故を以て、之を除去せんとするに出でたものである。斯くすることはナチスの世界觀乃至商業觀に合致し、且つ第四節記述の中産業者による大規模小賣商制壓の希望にも叶ふのである。左に三三年七月十五日附第七條舊第二項補完理由書 (Begründung, RGBl. IS. 493) を掲げて本節を了る。

帝國參議院ハ、本年六月一日滿場一致ヲ以テ可決セル決議ニヨリ、帝國政府ニ請願シ、最高州政廳ニ對シ、百貨店又ハ其ノ他ノ小賣經營内ニ於ケル居酒屋經營（養氣飲食物賣場）ニ付與サレタル營業警察的許可ヲ取消シ得ル權限ヲ賦與スベキコトヲ申請セリ、蓋シ、最近數年、特ニ百貨店內ニ設ケラレタル食堂經營ハ、之ヲ必需性ニヨリ正當視サルル限度ニ於イテ經營セシムルコト、行政上不可能ナレバナリ、大百貨店內ニ、何等最早ヤ百貨店ノ目的ト關聯無ク、サナキダニ既ニ過剩トナレル旅宿飲食店業ニ手痛キ競争トナルトコロノ、料理店經營ガ設ケラルルコトニ對スル、旅宿飲食店業界並ビニ小賣業界ニ於ケル、中産業者ノ苦情ハ理由アルモノトイフベシ、故ニ、小賣商保護法ノ補充ニヨリ、州政廳ニ對シ、居酒屋的經營ノ必需性ガ百貨店乃至準百貨店ニ於イテ喪ハレ、且ツ他方、該企業ノ狀態ガ料理店經營ノ廢止ニヨリ危殆ナラシメラレザル場合、曩ニ付與サレタル許可ヲ取消シ得ル權限ヲ賦與スルコトヲ妥當ト認ム、當該企業ニハ、帝國經濟裁判所ニ對スル不服申立ノ可能性ヲ認メ、企業經濟性ノ危殆化ノ審理ノ關スル限り、法律上ノ保護ヲ與フベキモノトス

## 九

小賣商保護法第五條及び第十一條の規定に基き、同法施行令が制定されてゐる。其の第一次施行令は三三年五月十二日附、第二次施行令は三三年十一月二十八日附にて制定されたが、現行のものは第三次施行令三四年七月二十三日附制定のもの（Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zum Schutze des Einzelhandels, Vom 23. Juli

1934, RGBL. IS. 726) である。ホルマー ミッヘルに據れば、獨逸小賣商統制政策、特にナチス商業業級確立政策が、此の第三次小賣商保護法施行令によりて、初めて其の原理確立を見たるものであるといふ。私は先づ其の條文拙譯を左に掲げ、次いで次節に轉じ、之が理解に進み度いと思ふ。

## 小賣商保護法施行令

一九三四年七月二十三日（帝國法律官報第一部七二六頁）

一九三三年七月十五日附法律（帝國法律官報第一部四九三頁）及び一九三四年六月二十七日附法律（帝國法律官報第一部五二三頁）ヲ含ム、一九三三年五月十二日附小賣商保護法（帝國法律官報第一部二六二頁）第一款第五條及び第十一條ノ規定ニ基キ、次ノ如ク規定ス

第一號 小賣商保護法第一款第二條第一項ニ掲ゲラレタル販賣所ノ設立禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、企業者又ハ該企業管理者タルベキ者ニツキ、該販賣所ノ經營ニ必要ナル専門知識が證明セラレ、且ツ必要ナル人格的信賴ノ缺如ヲ證スベキ事實が存在セザル場合ニ限り、許容セラレベシ

獨逸に於ける小賣商統制政策の動向（深見）

第二號 保護法第一款第二條第一項ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ノ許容ハ、第一號ニヨリ必要トサルル前提ノ存在スルニ拘ハラズ、所期販賣所ノ設立ノ、見込ノ地方ニ於ケルモノガ、同一商業部門内ニ於ケル非常ナル過剰ヲ來スベキ場合ニハ、拒絕セラルベシ

第三號 百貨店、低小價格店、系列價格店、或ハ其ノ他特殊ノ價格設定法ヲ特徴トスル店、或ハ多數販賣所ヲ經營スル企業ノ營ム販賣所ノ設立ニツキテハ、保護法第一款第二條第一項ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、第一號ニヨリ必要トサルル前提ノ外ニ、尙斯カル販賣所ノ設立ニ對スル必需性ガ證明セラルル場合ニ限り、許容セラルベシ

第四號 保護法第一款第二條第二項ニ掲ゲラレタルトコロノ、販賣所ガ從來ノ場所ニ於イテ當該店主ニヨリ少クトモ一箇年以上經營セラレザルカ、又ハ新販賣場ガ從來ノモノニ比シ十分ノ一以上大ナル場合ニ於ケル移轉ノ禁止ニ對シ、其ノ例外ノ許容ニツキテハ、第二號及ビ第三號ノ規定ノミヲ之ニ適用ス

#### 第五號

(イ) 保護法第一款第三條第一目ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ノ許容ニツキテハ、場所的擴張ガ該法施行時ニ於イテ存在スル販賣場ノ四分ノ一ヲ超エザルモノニシテ、且ツ此ノ新販賣場ガ從來ノ販賣場ト直接連繋ニ在ル場合ニ限り、第一號乃至第三號ノ規定ハ之ニ適用セズ、場所的擴張ガ右販賣場ノ四分ノ一以上ニ達スルカ、又ハ新販賣場ガ從來ノ販賣場ト直接連繋ニ在ラザル場合ニハ、第二號及ビ第三號ノミヲ之ニ適用ス

(ロ) 第三條第二目・第三目及ビ第四目ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、住民三万未満ノ市町村ニ於ケ

ル販賣所ノ設立ニ對シテハ一般ニ之ヲ許容セズ、住民三万以上ノ市町村ニ於イテハ、該販賣所ノ狀況、現存ノ他ノ販賣所ノ種類・狀況・距離、人口ノ社會的階層及ビ密度ニ基キ、所期變改ニ對スル必需性ノ證サレル場合ニ限り、之ヲ許容スルコトヲ得

(ハ) 第三條第四目ノ場合ニ於イテ、専ラ中產業者ニ奉仕スベキ購買組合乃至商品仕入組合ノ組員資格ニ基ク標示變改ニ關スル場合ニハ、其ノ例外ハ原則トシテ許容セラルベシ

(ニ) 第三條第五目ノ禁止ニツキテハ、販賣所ノ特殊ノ狀況ニ基キ、食料品販賣ノ必需性が證明セラルル場合ニ限り、其ノ例外ガ許容セラルベシ

第六號 一九三三年七月十五日附強制カルテル設定法(帝國法律官報第一部四八八頁)ニ基キ、給油所ノ設立及ビ擴張ニ關シ特別命令ノ存在スル限り、小賣商保護法ノ規定ハ、之ヲ給油所ニツキテハ適用セズ

第七號 例外許容ノ決定ニ先立ち、保護法第五條ニ據リ、第一審決定ノタメ最高州政廳ヨリ指定セラレタル行政官廳ハ、主務法的職業代表ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第八號 一九三三年十一月二十八日附小賣商保護法施行令(帝國法律官報第一部一〇一四頁)ノ規定ハ、本令ヲ以テ之ヲ廢止ス

## 舊第一次小賣商保護法施行令

一九三三年五月十二日（帝國法律官報第一部二六七頁）

一九三三年五月十二日附小賣商保護法（帝國法律官報第一部二六二頁）第一款第五條及び第十一條ノ規定ニ基キ次ノ如ク規定ス

第一號 小賣商保護法第一款第二條ニ掲ゲラレタル販賣所ノ設立禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、第五條ニ基キ、特別ノ事情ガ販賣所設立ノ必需性ヲ正當視スル場合ニ限り、之ヲ許容スルコトヲ得、斯カル特別ノ事情ハ、原則トシテ次ノ場合ニ於イテ認容セラルベシ

(イ) 新開住宅地域ニ於イテ販賣所ヲ設立スル場合

(ロ) 新業務地域ニ於イテ販賣所ヲ設立スル場合

(ハ) 療養地、浴場地、行樂地、及ビ外客往來ノ特ニ頻繁ナル場所ニシテ該販賣所ガ外客往來ノ必需性ニヨリ正當視サルル限リ、之ニ於イテ販賣所ヲ設立スル場合

(ニ) 既存ノ空室トナレル販賣場ニ於イテ販賣所ヲ設立スル場合、但シ百貨店、低小價格店、系列價格店、或ハ其ノ他特殊ノ價格設定法ヲ特徴トスル店、或ハ多數販賣所ヲ經營スル企業ノ營ム販賣所ヲ設立スル場合ハ此ノ限リニアラズ

(ホ) 其ノ販賣所ニ於イテ販賣ノタメ備フル商品ノ全部又ハ大部分ヲ、國內ニテ自ラ生産シ、且ツ之ヲ、同產地同種類ノ商品ガ專業店ニ於イテ販賣サルル價格ヨリ安カラザル價格ニ於イテ販賣スル企業ガ、販賣所ヲ設立スル場合

第二號 第二條・第三條及ビ第四條ニ於ケル禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、既ニ該法施行前ニ於イテ、販賣所設立ノ目的ヲ以テ、販賣所ガ間借り或ハ賃借サレ、乃至其ノ敷地ニ建築的變更ノ實施サレタルコトニツキ、證明ガ提示サレ、且ツ該店ガ尙、一九三

三年六月一日以前ニ開店サルル場合ニハ、原則トシテ許容サルベキモノナリ

### 第三號

(イ) 第三條第一目ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、其ノ場所的擴張ガ、該法施行時ニ於イテ存在スル販賣場ノ四分ノ一ヲ超エザルモノニシテ、且ツ此ノ新販賣場ガ從來ノ販賣場ト直接連繫ニ在ル場合ニ限り、之ヲ許容スルコトヲ得、場所的擴張ガ右販賣場ノ四分ノ一以上ニ達スルカ、又ハ新販賣場ガ從來ノ販賣場ト直接連繫ニ在ラザル場合ニハ、斯ノ擴張ハ之ヲ販賣所ノ新設立トシテ取扱フ

(ロ) 第三條第二目・第三目及び第四目ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、住民三萬未滿ノ市町村ニ於ケル販賣所ノ設立ニ對シテハ、一般ニ之ヲ許容セズ、住民三萬以上ノ市町村ニ於イテハ、該販賣所ノ狀況、現存ノ他ノ販賣所ノ種類・狀況・距離、人口ノ社會的階層及ビ密度ニ基キ、所期變改ニ對スル必需性ノ證サルル場合ニ限り、之ヲ許容スルコトヲ得

(ハ) 第三條第四目ノ場合ニ於イテ、専ラ中産業者ニ奉仕スベキ購買組合乃至商品仕入組合ノ組合員資格ニ基ク標示變改ニ關スル場合ハ、其ノ例外ハ原則トシテ許容セラルベシ

(ニ) 第三條第五目ノ禁止ニツキテハ、販賣所ノ特殊ノ狀況ニ基キ、食料品販賣ノ必需性が證明サルル場合ニ限り、其ノ例外ガ許容セラルベシ

## 舊第二次小賣商保護法施行令

一九三三年十一月二十八日(帝國法律官報第一部一〇一四頁)

一九三三年七月十五日附法律(帝國法律官報第一部四九三頁)及ビ一九三三年十月二十五日附法律(帝國法律官報第一部七七九頁)ヲ含ム、一九三三年五月十二日附小賣商保護法(帝國法律官報第一部二六二頁)第一款第五條及ビ第十一條ノ規定ニ基キ

獨逸に於ける小賣商統制政策の動向 (深見)

次ノ如ク規定ス

第一號 小賣商保護法第一款第二條ニ掲ゲラレタル販賣所ノ設立禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、特別ノ事情ガ、販賣所設立ノ必需性ヲ正當視スル場合ニ限り、之ヲ許容スルコトヲ得、斯カル特別ノ事情ハ、原則トシテ次ノ場合ニ於イテ認容セラルベシ

(イ) 新開住宅地域ニ於イテ販賣所ヲ設立スル場合

(ロ) 新業務地域ニ於イテ販賣所ヲ設立スル場合

(ハ) 療養地、浴場地、行樂地、及ビ外客往來ノ特ニ頻繁ナル場所ニシテ該販賣所ガ外客往來ノ必需性ニヨリ正當視サルル限り、之ニ於イテ販賣所ヲ設立スル場合

第二號 保護法第一款第二條ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、原則トシテ、販賣所ガ該法施行時ニ於イテ既に存在シ又ハ着工セラレタル販賣場ニ設立セラレ、且ツ直接近隣所在ノ獨立販賣所ガ危殆ニ陥ル虞レ無キ場合ニハ許容セラルベシ、本規定ハ百貨店、低小價格店、系列價格店、或ハ其ノ他特殊ノ價格設定法ヲ特徴トスル店、或ハ多數販賣所ヲ經營スル企業ノ營業販賣所ノ設立ニハ、之ヲ適用セズ

第三號 保護法第一款第二條ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ノ許容ハ、第一號・第二號ニヨリ必要トサルル前提ノ存在スルニ拘ハラズ、企業家又ハ企業ノ管理者タルベキ者ガ、必要ナル實際的資格ヲ有セザル場合、殊ニ十分ナル専門知識ヲ修得スルニ適當ナリシ以前ノ活動經歷ヲ證明セザル場合ニハ、拒絕サルベシ

第四號 第二條・第三條及ビ第四條ニ於ケル禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、既に該法施行前販賣所設立ノ目的ヲ以テ、販賣場ガ間借り或ハ賃借サレ、乃至其ノ敷地ニ建築的變更ノ實施サレタルコトニツキ、證明ガ提示サレ、且ツ該店ガ尙、一九三三年六月一日以前ニ開店サルル場合ニハ、原則トシテ許容サルベキナリ

第五號

(イ) 該法第三條第一日ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ニツキテハ、其ノ場所的擴張ガ該法施行時ニ於イテ存在スル

販賣場ノ四分ノ一ヲ超エザルモノニシテ、且ツ此ノ新販賣場ガ從來ノ販賣場ト直接連繫ニ在ル場合ニ限り、本施行令第一號ノ規定ハ、之ニ適用セズ、場所的擴張ガ、右販賣場ノ四分ノ一以上ニ達スルカ、又ハ新販賣場ガ從來ノ販賣場ト直接連繫ニ在ラザル場合ニハ、斯ノ擴張ハ之ヲ販賣所ノ新設立トシテ取扱フ

(ロ) 第三條第二目・第三目及ビ第四目ニ掲ゲラレタル禁止ニ對シ、其ノ例外ハ、住民三萬未滿ノ市町村ニ於ケル販賣所ノ設立ニ對シテハ、一般ニ之ヲ許容セズ、住民三萬以上ノ市町村ニ於イテハ、該販賣所ノ狀況、現存ノ他ノ販賣所ノ種類・狀況・距離、人口ノ社會的階層及ビ密度ニ基キ、所期變改ニ對スル必需性ノ證サラルル場合ニ限り、之ヲ許容スルコトヲ得

(ハ) 第三條第四目ノ場合ニ於イテ、専ラ中産業者ニ奉仕スベキ購買組合乃至商品仕入組合ノ組合員資格ニ基ク、標示變改ニ關スル場合ハ、其ノ例外ハ原則トシテ許容セララルベシ

(ニ) 第三條第五目ノ禁止ニツキテハ、販賣所ノ特殊ノ狀況ニ基キ、食料品販賣ノ必需性が證明サルル場合ニ限り、其ノ例外ガ許容セララルベシ

## 10

既述せるところの如く、小賣商保護法第五條は、同法に於ける各種の禁止 (Sperrten) に對し、例外許容 (Ausnahmenezulassung) の餘地を承認して居る。而かも、之が内容の決定は擧げて之を施行令に一任せるを以て、施行令の變改は自然小賣商保護法の内容にも影響する關係になつてゐる。斯かる關係に於いて、此の施行令は既に今まで二

回の變改を試みられ、其の内容に顯著なる變革を示してゐるのである。従つて、先づ初めに其の變遷を一應回顧することが、要請せらるる。而して、此の回顧がまた私等に、獨逸小賣商政策の動向を明瞭に把握することを助けるのである。

第一次施行令は、禁止に對する例外認許 (Ausnahmegenehmigung, Ausnahmebewilligung) を専ら、該販賣所の必需性證明 (Bedürfnisnachweis) 乃至必需性検討 (Bedürfnisprüfung) に係はらしめた。同令第一號、第三號 (ロ) (ニ) により之が明瞭である。そして之に附隨して、過渡的例外 (第二號)、一定範圍内擴張に對する例外 (第三號 (イ))、中産業者考慮の例外 (第三號 (ハ)) を認めて居た。必需性 (Bedürfnis) とは、前にも少しく觸れたる如く、企業の經營經濟的を指すものではなく、然らずして、公衆、一般消費者の國民經濟的乃至消費經濟的を指す。即ち、之を決定する標準は公共利害關係 (Öffentliche Belange) に置かる。

然るに第二次施行令となるに及び、必需性主義に對して其の反省を深め、一方、近隣危殆化を考慮したり (第二號)、一定範圍内の擴張に對する例外にしても、之を必需性主義にはよらざる旨を明記したり (第五號 (イ)) すると共に、他方、必需性主義 (第一號、第二號 (ロ) (ニ)) に併せて、能力主義 (第三號) をも試験的に採用することにしたのである。之に附隨して、過渡的例外 (第四號)、中産業者考慮の例外 (第五號 (ハ)) を認めたることは、従前通りである。斯くて、其の第二次制定に於いて、能力主義への轉換を示したる施行令は、第三次制定に於いて、遂に禁止に對する例外認許を、第一義的に、當該企業者の能力證明 (Befähigungsnachweis) 及び人格的信頼 (Persönliche Zuverlässigkeit) に係はらしむることとし、能力人格主義を採用することとなつた。同令第一號が之を明瞭に語り、第三

號・第四號・第五號(イ)(ロ)(ニ)も其の採用を前提としてゐる。而して、必需性主義は主座を譲り、第三號・第五號(ロ)(ニ)に採用され、その變形が第二號に採用されてゐる。尙、中産業者考慮の例外(第五號(ハ))承認は、從前通りである。

由是觀之、一般單業店乃至專業店(Fachgeschäft)の設立乃至讓受けの關する限り(第一號)、當該企業者の能力・人格が一般的前提として高揚され、第一次・第二次施行令に於いて、其の位置を占めたりし必需性は抹殺されてしまつた。斯くして、素人・無經驗者を排し、能力・技術あり人格の具はれる商人のみを、商業身分團體乃至商業級の構成員とし、以て其の質的向上を計らんとするところ、而かも、能力・人格を具備せるものには、出来るだけ自由に其の道を開き、商業子弟の前途を光明あらしめ、兼ねて前述ナチスの給付原則(Leistungsprinzip)の確認をなさんとするとともに、本改正の意義がある。即ち之れ、小賣商保護法が、其の制定當時専ら、小賣商の對症的恐慌防衛と、其の間の小賣商の存續保障を目標としたところ、此の改正により、獨逸小賣商の身分團體乃至業級(Stand)確立をも目標とするに至り、從つて、過渡的準則より永久的根本法に形成さるるに至れることを、物語るものといはねばならぬ。第三次施行令に斯かる意義を認め、以下其の逐次解釋に進みたい。

扱て、小賣商保護法第三次施行令第一號を見るに、販賣所の設立乃至讓受けの禁止に對する例外は、企業者又は該企業管理者たるべき者が、該販賣所經營に必要な専門知識及び人格的信賴を具備せる場合に限り、許容せらるることになつてゐる。専門知識(Sachkunde)とは、三四年十二月四日附帝國經濟會議所より、各商工會議所内試験委員長に發せられたる指令(Anweisung der Reichswirtschaftskammer v. 4. Dezember 1934 an die Vorsitzenden

der Prüfungsstellen bei den Industrie- und Handelskammern für die Durchführung der mündlichen Prüfungen zum Nachweis der Sachkunde in Ausführung des Gesetzes zum Schutze des Einzelhandels) に據れば、(イ) 計算 (Kalkulation)、(ロ) 簿記及び一般商業知識 (Buchhaltung und allgemeine kaufmännische Kenntnisse)、(ハ) 最重要法律問題 (Wichtigste Rechtsfragen)、(ニ) 商品學 (Warenkunde)、(ホ) 販賣學 (Verkaufskunde) に關する、該商業部門従事者が一般に具備すべき平均基礎知識である。「該販賣所ノ經營ニ必要ナル」と限定せるを以て、之を第二次施行令第三號の内容の如く、廣く解するの必要はない。又疑問の起り得る商人的素質乃至適性の如きは此の中に入らない。尙、右科目には一様の重力を認むるを原則とし、一を重視し他を輕視するときは意圖されない。而して、此の専門知識の證明義務乃至舉證義務 (Beweislast) は、出願者に在るを以て、彼は商工會議所に出願し、受験し、その審査報告乃至鑑定意見 (Gutachtliche Ausserung) を得ることを要する。此の爲め商工會議所には、試験所 (Prüfungstelle) が置かれ、該業代表官一人を委員長とし、獨立營業者・古參被傭者中より各一人を選出し陪席委員としたところの、試験委員會 (Prüfungsausschüsse) が設置さる。尤も、特定商業教育を受け、一定の從業經歷を證明し得る者は、無試験の特典を與へらる。次に、人格的信賴 (Persönliche Zuverlässigkeit) とは、該企業の合法的・合慣習的、一言にして言へば、合秩序的經營を確保すべき人格性認識である。尙、三年十二月十六日附經濟相布告は、此の人格吟味中に、財力考査を挿入しても良いといふ。蓋し、人は貧窮なる餘り不正奸策を犯すに至ることが考へらるるからである。但し、此の人格證明に於いては、前者能力證明と反對に、其の證明義務は出願者でない。その缺如は官廳が之を明らかにする。

第一號の規定は讓受けにも適用さるる。第三次施行令制定後、保護法第二條第一項に讓受け禁止が挿入されたが、此の讓受けに對しても第一號が適用さるること、三六年一月十日附經濟相布告によりて明らかである。而して、相續讓受けの場合には、營業の一次的閉鎖による不便利益を防止するため、能力證明に先立ち、暫行認許 (Vorläufige Genehmigung) の與へらるること、三五年一月十日附經濟相布告(前掲三六年のものとは別個のものである)に明らかである。但し、後に至りて能力證明の不能なる場合は、之は取消さるる。

第二號に於いては、能力人格證明に拘はらず、其の設立が該地方に於ける同一部門に非常なる過剰を來すべき場合、例外許容の拒絶さるべきことを規定してゐる。「非常ナル過剰」であるから、通常の過剰は差支へない。只通常過剰を超えて過剰を來し、爲めに同業全般の困窮を來すべき場合をいふ。此の點、第二次施行令第二號の直接近隣者の危殆化とは大いに趣きを異にする。本號の規定は地方全般を廣範圍に考ふるが故に、實際に適用さるる場合は極めて少い筈である。之れミッヘルに據れば、能力主義を第一義的に採用せる立法者の意思である。因に、現在伯林にて小賣商過剰を來してゐる部門は、シガー・食料品・加工果物・石鹼・石炭・家具等の部門である。

第三號に於いては、百貨店其の他の大規模小賣店の設立禁止に對する例外につき、能力證明に加ふるに必需性證明を要求してゐる。往年の百貨店側の鬪將ヴェルニッケ (Dr. J. Wernicke, Kapitalismus und Mittelstandspolitik, 1907) の立言、「人々の需要こそ、企業の一定形態の利用性・切要性の最高規準なり、」が、皮肉にも茲に、百貨店側制壓の爲め逆用さるることとなつた。斯くて、實際上に於いては、問題の店が果して專業店なりや、將又之等の大規模小賣店なりやの區別が、重要性を帯ぶることとなる。蓋し、その如何により、必需性證明の要否が決めらるるからで

ある。表面專業店を装ふも、企業の實質的危険負擔を他の大規模小賣店に委ねるが如きもの、例へば擬裝チェーンストア (Getarnter Filialbetrieb) の如きは、その許可につき本號の適用を受ける。又、單なる專業店の譲受けは、必需性證明を要しないが、斯かる譲受けが、チェーンストア其他に支店を有てる會社、乃至他に支店を有てる社員の構成する會社により、行はるときは、本號の適用を受け、必需性證明を要することとなる。

扱て、右の如き規定の下に、最高州政廳の指定する行政官廳之が例外を規定するのであるが、與へられたる例外許可が、不完全なる報告・陳述に基けるものなるときは、警察行政法第四十二條第一項 (ロ) により取消さるる。

尙、右第三次施行令制定後、本法たる小賣商保護法が改正されたるを以て、之により、前掲條文中、第三號中「十分ノ一以上」は「二十五平方米以上」と改められ、第五號 (イ) 中の「第二目・第三目」なる語句は削除さるべきである。

## 一一

以上述べ來れるところにより、理解し得らるるが如く、現下獨逸に於いては、小賣商の統制は、綜合國民經濟の必要の爲めの立法を通して、實行されつつあるのである。ナチス以前の小賣商統制は、單なる保安・衛生等の營業警察的取締を通じてのみ、實行された。そこには營業相互間の關聯、乃至營業と國民經濟との關聯が、何等顧みらるるところがなかつた。然るに今は、ナチスの世界觀・經濟觀乃至商業觀に基き、その全體國家・國民社會乃至綜合國民經

濟との關聯に於いて、小賣商の統制策が講ぜらるる。之れ、ナチスに於いて、營業法 (Gewerberecht) が經濟法 (Wirtschaftsrecht) に高揚されたりと謂はるる所以である。

小賣商保護法及び同施行令は、中産小賣商の窮迫防衛と、其の存續保障と、併せて、小賣商身分團體乃至小賣商業級の確立を、目標としてゐる。そして、大規模小賣店への制壓と、小賣商の過剩防止と、併せて、小賣商の質的向上を以て、之に到達する手段たらしめんとしてゐる。而かも、統制により敢へて諸禁止 (Sperrern) を導入すると雖も、之による小賣商の硬直化 (Erstarrung) を嫌ひ、常に新しき力を求め、之に、専門知識と人格的信頼を要求しては、其の教養と人格により、夫の國民經濟中の重要な一機能、配給 (Güterverteilung, Warenverteilung) に對して、最高なる獨逸綜合給付能力 (Gesamtleistungsfähigkeit Deutschlands) の發揚せられんことを望むのである。

(一九三六・八・一八稿)

附記、本稿は、歸朝後兎角健康の勝れざりし筆者に對する、内池博士の優渥なる御鞭達と御指導とにより、成つたものである。又、本稿の取材は、獨逸小賣商總聯盟の常務理事ティブルテッス博士 (Prof. Dr. Joahim Tibruttius) 及び獨逸帝國中大經營小賣商同盟のポッセ博士 (Dr. Ernst Posse) の好意に依るものが多かつた。附記して、三博士に對する筆者の深厚なる謝意を表しておきたい。

尙、筆者は、本稿中、小賣商の許可制に關する部分は、別個に之だけを取り出し、之を擴充し、尙之に他の材料を加へ、本日取纏めて發表したいと思つてゐる。